

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、^{せいかつ ほ ご う}生活保護を受けている ^{あいだ ひつよう}間に必要なことが書いてあります。よく読んで分からないことがありましたら ^{たんとういん}担当員に ^{たず}尋ねてください。

また、^{ひつよう}必要なときにいつでも ^み見ることが出来るよう ^{で き}大切に ^{たいせつ ほぞん}保存しておいてください。

^{ひらかたし ふくし じ む し ょ}枚方市福祉事務所 ^{せいかつ ふくし か}生活福祉課

〒573-8666 ^{ひらかたし おおがい と ちょう ちょう め}枚方市大垣内町2丁目1-20

^{でんわばんごう}電話番号 072-841-1452 (^{じりつしえんがかり}自立支援係)

072-841-1454 (^{こうれいしえんがかり}高齢支援係)

^{ばんごう}ファックス番号 072-841-4123

^{ち く めい}地区名 _____

^{たんとういん}担当員 _____

^{しどういん}指導員 _____

^{こうふ び}交付日 _____ ^{ねん}年 ^{がつ}月 ^{にち}日

目 次

	ページ
まずはじめに	2
保護 ほご を受けている間 あいだ 、守 まも っていただくこと.....	3
家庭訪問 かていほうもん について.....	5
相談方法等 そうだんほうほうとう について（お願い） ねが	6
保護費 ほごひ の受け取り方 うと について かた	6
病（医）院 びょう い いん にかかるとき（医療扶助） いりょうふじょ の手続き てつづ	8
介護保険制度 かいごほけんせいど について.....	1 5
一時扶助 いちじふじょ について.....	1 6
中学校給食 ちゅうがっこうきゅうしょく について.....	1 7
就労支援プログラム しゅうろうしえん について.....	1 7
就労自立給付金 しゅうろうじりつきゅうふきん について.....	1 8
収入申告書 しゅうにゅうしんこくしょ について.....	1 8
収入申告書の書き方 しゅうにゅうしんこくしょ か かた （毎月分） まいつきぶん	1 9
収入申告書の書き方 しゅうにゅうしんこくしょ か かた （年 1 回用） ねん かいよう	2 1
保護変更決定通知書 ほご へんこうけつていつうちしよ の説明 せつめい について.....	2 2
あなたの世帯 せたい の自立 じりつ をはかるための窓口 まどぐち	2 4

まずはじめに

1. 次の「資格書」を返還してください。

- ① 「資格確認書」(国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療等)をお持ちの方は、各保険担当窓口^{へんかん}に返還してください。
- ② 「ひとり親家庭医療証」^{おやかていりようしょう}「子ども医療証」^{こ いるようしょう}「重度障害者医療証」^{じゅうどしょうがいしゃ}は、医療助成担当窓口^{いりようじょせいたんとうまどぐち へんかん}に返還してください。

2. 次のようなものは、減免・猶予がうけられます。

- ① 国民年金保険料^{こくみんねんきんほけんりょう} (年金手帳^{ねんきんてちょう} (もしくは、年金番号^{ねんきんばんごう}が分かるもの)が必要となります。)
- ② 留守家庭児童会室おやつ代^{る す かていじどうかいしつ}の一部^{だい いちぶ}
- ③ 住民票写し等^{じゅうみんひょううつ}交付手数料^{とうこうふてすりょう} (印かん登録証明書^{いん とうろくしょうめいしょ}は除く)
- ④ し尿処理^{にようしより}の手数料^{てすりょう}
- ⑤ 住民税・軽自動車税^{じゅうみんぜい けいじどうしゃぜい} (原動機付自転車^{げんどうきつきじてんしゃ}も対象^{たいしょう})
- ⑥ 固定資産税^{こていしさんぜい} (納期未到来^{のうきみとうらい}の税金^{ぜいきん}について減免可能^{げんめんかのう})
- ⑦ 保育所保育料^{ほいくしょほいくりょう}
- ⑧ NHK受信料^{じゅしんりょう}
- ⑨ 「府営住宅」の家賃^{ふえいじゅうたく やちん}が減免^{げんめん}されている時は、生活保護開始^{とき せいかつほ ごとかいし}と同時に減免が失効^{どうじ げんめん しつこう}しますので、管理事務所^{かんりじむしょ}へ申告^{しんこく}してください。

これらの手続きには「保護受給証明書」^{ほ ごじゅきゅうしょうめいしょ}が必要となるため、必要時^{ひつようじ}に担当ケースワーカー^{たんとう}までご相談ください。

ほご う あいだ まも 保護を受けている間、守っていただくこと

1. 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
2. 働ける人は能力に応じて働いてください。そして、適切な金銭管理を行い、支出の節約を図るなど、一日も早く自立できるように、生活の維持・向上のため努力してください。
3. 健康の保持・増進に努め、病気の人には医師の指示を守って、早く元気な体になるように療養に努めてください。
4. 生活状況において次のような変化があれば、すみやかに届出をしなければなりません。

- ①家族の誰かの収入が増えたり、減ったりしたとき。
- ②家族の誰かが働き始めた、仕事を変った、仕事をやめたとき。
- ③家族の人員に変動があったとき。(婚姻・出生・死亡・転出・転入)
- ④各種の年金・手当や仕送りを受け始めたり、その額が変わったりしたとき。
- ⑤身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を新たに取得、または更新したとき。→障害者加算の根拠となり得るため、加算の計上または削除に影響します。
- ⑥家族の誰かが入院・退院・転院したとき。
- ⑦転居しようとするとき。 ⑧家賃・地代が変わったとき。
- ⑨交通事故にあったとき。
- ⑩長期間（おおむね1週間以上）家を留守にするとき。
- ⑪新たに収入や資産を得たとき。(交通事故の示談金・補償金・生命保険の解約返戻金・入院給付金・相続・資産譲渡など)
- ⑫生命保険等、新たに加入を考えているとき。
- ⑬海外に渡航（一時帰国を含む）するとき。
- ⑭その他生活状況が変わったとき。

5. 生活の維持・向上・その他保護の目的達成のために、生活保護法にもとづいて福祉事務所が行う指導指示にしたがわなければなりません。

〈特に収入については、あらゆる収入の申告が必要です〉

収入の申告を適正に行えば、次のような「控除」※や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※「控除」…収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
② 20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③ その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校等在学者のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代も控除の対象です。 また、就労に役立つ自動車運転免許などの技能習得にかかる経費や、専門学校・大学等の進学のための入学金、高校卒業後の就職に伴う転居費用など、早期自立に充てられると認められたものは、収入認定せず、該当費用を積み立てることができます（高校等在学者のアルバイト収入の収入認定除外）。くわしくは、担当ケースワーカーにご相談ください。	

★不正な方法で保護をうけた場合には、これまでに受けた保護費の
すべて(不正受給額の4割を乗じた額以下の金額を上乗せする場合
があります)を返還していただくことがあります。また、法律で罰せ
られることがあります。

★生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていること
から、不正受給はあってはならないことです。不正受給があった
場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わ
なければなりません。

★不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合に
は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があります。

※保護を受けている間は、借金も収入とみなしますので、絶対に
しないでください。

かていほうもん 家庭訪問について

ひらかたしふくしじむしょせいかつふくしか
枚方市福祉事務所生活福祉課には、ケースワーカーと呼ばれる
たんとういん
担当員がいます。

せいかつほごせいどてきせい
生活保護制度を適正に受けていただくために、担当ケースワーカー
があなたの家庭を定期的に訪問し、生活状況を把握するように規定
されています。

ふざいばあいでんごんとうかん
不在の場合は、伝言メモを投函しますので、その内容にしたがい連絡
とう
等をとってください。

相談方法等について（お願い）

ケースワーカーは家庭訪問などのため調査に出ていることが多いので、相談等で来所される場合は、事前に担当ケースワーカーに連絡してください。

保護費の受け取り方について

（現金で受け取る場合と銀行口座で受け取る場合があります。）

1. 現金で受け取る場合

＜手続き＞

生活保護の開始を決定すると、「確認証」をお渡ししますので、保護費を受け取られるときには、この「確認証」と「届け出印」を持って来てください。

＜受け取り日時＞

通常は、毎月5日の午後1時30分から4時30分まで「ラポールひらかた」にて支払います。ただし、5日が土曜日・日曜日の場合はその直前の平日になります。

また、翌日以降は枚方市福祉事務所生活福祉課の窓口で支払い可能です。

※1月分だけは12月下旬支払いとなります。

2. 銀行口座で受け取る場合

保護費の受け取りは、できるだけ銀行振り込みをご利用ください。

<手続き>

「生活保護費等受領金口座振込依頼書」を、15日頃までに枚方市福祉事務所（生活福祉課）に提出されると、翌月分の保護費から銀行口座で受け取れます。

<振込日>

通常は、毎月5日に振り込みます。ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合はその直前の平日になります。

※1月分だけは12月下旬支払いとなります。

このほかに、新しく保護を受けることになった人や、支払額の変更による保護費の追加支給がある人には、月の途中で保護費を受け取りに来ていただくことがあります。担当ケースワーカーが日時を指定しますので、その際は銀行口座で受け取ることが出来ないため、「保護決定通知書」、「確認証」、「届け出印」を持って枚方市福祉事務所生活福祉課へ来てください。

(注意事項)

◎ 保護費を受け取られるときは、朱肉をつける判子（届け出印）を用意してください。

病（医）院にかかるとき（医療扶助）の手続き

1. まず医療券を取りに来てください。

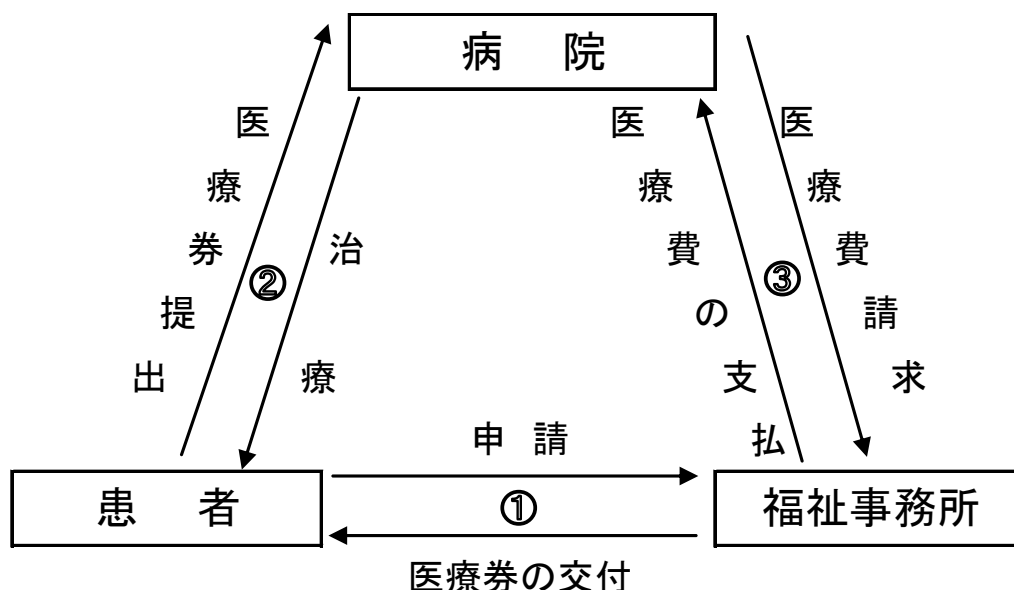
病（医）院にかかる前に必ず枚方市福祉事務所生活福祉課へ来て「申請書（傷病届）」を書いてください。

それにもとづいて「医療券」を発行しますので、この券を病（医）院に渡して受診してください。

資格確認書等を持っている人は、医療券と一緒に資格確認書も必ず持って行ってください。また、あらたに資格確認書（健康保険等）を取得したり、資格がなくなったりしたときは、すみやかに担当員に連絡してください。

☆「医療券」について

医療券は有効期間内に指定した医療機関で使用する以外は利用できません。



医療券は治療上のお金に代わるものです。これがなければ病（医）院は、医療費を請求することが出来なくなりますので、決められた手続きを必ず守ってください。

※受け取った医療券を使わなかった場合は、返券してください。

◎窓口にある申請書

保護変更申請書（傷病届）

枚方市福祉事務所 宛

下記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

保護変更申請書（傷病届）		受取印	取扱担当者	本人確認
枚方市福祉事務所 宛				☐ CW確認 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ 住民票 ☐ 在籍C ☐ 委任状 ☐ その他
下記の通り生活保護法による保護の変更を申請します。				
申請者 (窓口に来られた方)	ふりがな			
	氏 名	(年 月 日生)		
	住 所	枚方市		
① 受診者	☐ 申請者と同じ			
	☐ 申請者以外 →	氏名：	申請者との関係 ☐ 同居家族 ☐ その他 ()	
		(年 月 日生)		
		住所：枚方市		
医療機関	枚方市・枚方市外	病院 医院 クリニック	☐ 医科 ☐ 歯科	受診日 年 月 日
受診理由				
② 受診者	☐ 申請者と同じ			
	☐ 申請者以外 →	氏名：	申請者との関係 ☐ 同居家族 ☐ その他 ()	
		(年 月 日生)		
		住所：枚方市		
医療機関	枚方市・枚方市外	病院 医院 クリニック	☐ 医科 ☐ 歯科	受診日 年 月 日
受診理由				
※小学生・中学生のお子さんが次の病気で通院する場合は、通学している学校で学校医療券を受け取ってください。【虫歯・結膜炎（アレルギー性結膜炎除く）・中耳炎・トラコーマ・寄生虫病・はくせん・かいせん・のうかしん・慢性副鼻腔炎（アレルギー性副鼻腔炎除く）・アデノイド】				
受診者と住所が異なる申請者が窓口に来られた場合は、本人確認を行うことがあります				

2. オンライン資格確認等システムの利用について

病（医）院の窓口において、マイナンバーカードを医療券として使えるようになりました。

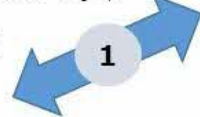
紙の医療券の発行は一部不要となりますが、以下のいずれかに該当している場合は、これまでどおり、紙の医療券の発行が必要です。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、医療券・調剤券として利用するための申し込みができていない方
- ・受診先の医療機関が医療扶助オンライン資格確認に対応していない場合

※マイナンバーカードを医療券として利用する場合でも、「申請書（傷病届）」を窓口に提出してください。提出した「申請書（傷病届）」により、枚方市福祉事務所がオンライン資格確認等システムへ医療券情報の登録を行います。情報を登録するまでに数日かかりますので、この間に受診する場合や初診の場合は医療券を窓口でお渡しします。

生活福祉課の窓口で
保護変更申請書(傷病届)を提出する。
(医療券を発行してもらう。)

生活保護
受給者



福祉事務所



医療機関・
薬局



マイナンバーカードを「顔認証付きカードリーダー」にかざして受診する。
(医療機関に医療券を渡して受診する。)

＜かぜ等でかかる場合＞

短期間で治ると思われる場合は、その月のみの医療券を発行しますので、翌月もかかる場合は再度手続きをしてください。

＜慢性病等でかかる場合＞

通院が長引くと思われる場合、翌月以降の医療券は、福祉事務所から直接病（医）院へ郵送します。

なお、通院しなくなったときや別の病（医）院へかわるときは、必ず
担当ケースワーカーに連絡してください。

また、2ヶ月以上通院されてないときは、医療券を郵送しませんので、再度手続きをしてください。

＜義務教育を受けている子どもさんの場合＞

該当疾患（虫歯・トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎は対象外）・中耳炎・寄生虫病・はくせん・かいせん及びのうかしん・慢性副鼻腔炎（アレルギー性慢性副鼻腔炎は対象外）・アデノイド）で通院する場合は、通学している学校で医療券（学校保健法）を受け取って受診してください。（保健の先生にたずねてください。）

3. 急病の場合

- 急病などで先に病（医）院にかからなければならないときは、必ず担当ケースワーカーに連絡した上で受診し、すみやかに医療券を取りに来てください。
- 夜間・土曜日・日曜日・祝日のときは、先に病（医）院へかかったあと、すみやかに医療券を取りに来てください。その際、医療扶助受給者証をお持ちの方は、病（医）院の窓口で提示してください。

4. 入院する場合

入院の場合、書類が変わりますので、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。また、退院したときも連絡してください。
（退院後外来通院するときは、必ず医療券を申請してください。）

＜長期入院時の生活保護費の変更について＞

入院期間が1か月以上見込まれる場合、または1か月を超過した場合、生活保護の生活基準が変わります。入院の初日を起算点とし、翌月の1日付で基準を変更します。（一部例外あり。）

例) 10月5日から1か月以上入院していた場合、11月から生活基準を入院基準に変更します。

※退院した場合は退院した翌日より生活基準を元の基準に変更します。（一部例外あり。）

※例外として1日に入院した場合は当月からの変更となります。

※見込みで生活基準を変更した場合で、入院期間が1か月を超えなかった場合、再度の基準変更は行いません。

原則として保護費は前渡しをしていますので、基準変更に伴い保護費が過払いとなれば、翌月以降の保護費で調整します。なお基準変更に伴い最低生活費を収入が超過した場合は、その範囲内で医療費などの一部を負担していただきます。

●入院基準時の概算

最低生活費(月額)				単位(円)	
生活 扶 助	第1類	年齢	基準額	加 算	
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
	第2類	人			
	小計				
住 宅 扶 助					
教育 扶 助	学 年	学 用 品	給 食 代	学習支援費	
	小 中 年				
	小 中 年				
	小 中 年				
合計					
医 療 扶 助		実 費 額			
最低生活費				= X	

収入(月額)				単位(円)	
収 入	働いて得た収入	控除分	総 額		
			基礎控除		
			各種保険料		
			交通費		
			その他		
			差引認定額		
			年金収入		
			手当収入		
			仕送り収入		
			その他の収入		
		Y			
		総収入認定額			
〔介護サービス利用料の自己負担額 医療費の自己負担額〕					

5. 受診できる病（医）院

生活保護法で指定された病院・医院・歯科医院に限られていますので、あらかじめ担当ケースワーカーに相談してください。

6. 後発医薬品（ジェネリック）

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用してください。

7. オンライン資格確認について

(1) オンライン資格確認等を利用するには

まずは、マイナンバーカードを取得していただく必要があります。
郵送やスマートフォン等で申請ができます。

※詳しくは枚方市マイナンバーカードコールセンターへ。

でんわ 電話 050-8890-3490
FAX 072-841-3039 (枚方市役所市民課)

次に、マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには申込みが必要です。以下のいずれかで申込みが可能です。

・マイナポータル

医療機関・薬局の窓口を設置している

顔認証付きカードリーダー(※)

・セブン銀行ATM

※顔認証に対応していない等、利用の登録ができない医療機関・薬局があります。

(2) オンライン^{しかくかくにんとう}資格確認^{かつよう}等を活用するメリット

マイナポータルで自身の^{じしん}診療情報^{しんりょうじょうほう}や^{やくざいじょうほう}薬剤情報^{けんしんじょうほう}、^{けんしんじょうほう}健診情報^{えつらん}を閲覧できるようになります。

また、本人^{ほんにん}の同意^{どうい}があれば、初診^{しよしん}の医療機関^{いりょうきかん}・薬局^{やっきょく}でもこれまでの^{しんりょうじょうほう}診療情報^{やくざいじょうほう}や^{けんしんじょうほう}薬剤情報^い、^し健診情報^{きょうゆう}を医師等と共有できるようになります。

(3) 利用可能^{りようかのう}な医療機関^{いりょうきかん}・薬局^{やっきょく}について

受診先^{じゅしんさき}の医療機関^{いりょうきかん}が医療扶助^{いりょうふじょ}のオンライン資格確認^{しかくかくにん}に対応^{たいおう}していない場合は利用^{ばあい}できません。受診^{じゅしん}する前^{まえ}に各自^{かくじ}で医療機関^{いりょうきかん}にご確認^{かくにん}ください。

(4) DV^{ぎゃくたいとう}や虐待^う等を受けている方^{かた}や受けた方^{かた}について

別途^{べつとてつづき}手続きをすることでご自身の^{じしん}情報^{じょうほう}を医療機関^{いりょうきかん}に対して、^{かいじ}開示^{ふかいじ}・^{おこな}不開示^{かのう}を行うことが可能となりますので、その場合には担当^{ばあい}員^{たんとう}にご相談^{いん}ください。

(5) 健診情報^{けんしんじょうほう}の引継ぎ^{ひきつ}について

転居前^{てんきよまえ}の地域^{ちいき}で受診^{じゅしん}した健診^{けんしん}の情報^{じょうほう}を転居後^{てんきよご}の地域^{ちいき}の福祉^{ふくし}事務所に引き継ぐことができます。やむを得ない理由^え等で健診情報^{けんしんじょうほう}の引継ぎを希望^{ひきつ}しない場合は、担当員^{きぼう}にご相談^{ばあい}ください。

その他^たご不明点^{ふめいてんとう}等がございましたら、随時^{ずいじ}担当^{いたんとう}ケースワーカーまで。

かいごほけんせいど 介護保険制度について

65歳以上で、常に介護が必要な寝たきり、認知症などの人や、日常生活での支援が必要な人は、ホームヘルパー派遣などの介護サービスが利用できます。（「要介護認定」の手続きを介護保険担当課で行ってください。）

※40歳から64歳までの人が、初老期における認知症や脳血管疾患など老化に伴う病気（16の特定疾病）が原因で、介護などが必要と認められた場合にも介護サービスが利用できます。

1. 介護サービスを受けた場合の利用料について

介護サービスを受けると、一定の率で利用料を支払うことになります。保護を受けている間は、福祉事務所が負担します。（ただし、負担できないものもあります。）

2. 介護保険料について

介護保険料は、保護を受けている人でも、65歳以上の人全員に支払い義務があります。（保険料は毎月の生活扶助費に加算されています。）

※ホームヘルパー派遣や介護施設入所などの介護サービスを新規に受けようとするとき、あるいは現在受けている介護サービスを変更しようとするときなどは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

いちじふじょ 一時扶助について

ほごひ せいかつふじょ じゅうたくふじょ きょういくふじょ せいぎょうふじょ いりょうふじょ
保護費（生活扶助・住宅扶助・教育扶助・生業扶助・医療扶助・
かいごふじょ）とは日常の生活を行っていく上での費用を算出したもの
ですが、ときにおもしゅつひつよう
ですが、時には思わぬ出費が必要になることもあります。

つぎ ばあい まいつき ほごひ べつ いちじふじょ みと
次の場合には、毎月の保護費とは別に一時扶助が認められることが
あります。

なお、これらには基準・きまりがありますので、必要なときはあら
かじめ担当ケースワーカーに相談してください。相談のなかった場合
は、扶助をうけられないこともありますから注意してください。

おも いちじふじょ (主な一時扶助)

けいやくこうしんりょう かさいほけんりょう ほしょういたくりょうとう
○契約更新料（火災保険料や保証委託料等）

だい じょうじしきんじょうたい いしゃ いけんしよ ばあい
○おむつ代（常時失禁状態で医者意見書がある場合）

いそうひ
○移送費

ひっこしひよう
①引越費用

つういんこうつうひ びょういん ちゅうしゃじょう ちゅうりんじょうりょうきんふく
②通院交通費（病院の駐車場・駐輪場料金含む）

しんぞく きとく そうぎ さんか こうつうひとう
③親族の危篤もしくは葬儀に参加するための交通費等

にゅうきよひよう しきぎん れいきん かさいほけんりょう ちゅうかいですうりょう ほしょういたくりょうとう
○入居費用（敷金、礼金、火災保険料、仲介手数料、保証委託料等）

にゅうがくじゅんびきん きょうざいひ
○入学準備金・教材費

こうがいかつどうさんかひ しょうちゅうがっこう つうがくひとう こうこう
○校外活動参加費（小中学校）・通学費等（高校）

がくしゅうしえんひ しょうちゅうこうせい ぶかつどう ひよう
○学習支援費（小中高生の部活動の費用など）

ちりょうざいりょうひ そうぐとういし ひつよう い ばあい
○治療材料費（メガネ・装具等医師から必要と言われた場合）

* このほかにも住宅維持に関わるものや福祉用具購入等がありますの
で、担当ケースワーカーに相談してください。

ちゅうがっこうきゅうしょく 中学校給食について

じぜん しはら ちゅうがっこうきゅうしょく せいかつ ほ ご きょういくふじょ たいしょう
事前に支払われた中学校給食は、生活保護(教育扶助)の対象
です。当月に利用いただいた実食分の給食費が、後日、生活保護費
(きょういくふじょ) から支給(しきゅう)されます。

くわ 詳しくは、担当(たんとう)ケースワーカーにご確認(かくにん)ください。

ちゅうがっこうきゅうしょく りょう せいかつ ほ ご とくべつ てつづ
(中学校給食)を利用するためには、生活保護での特別な手続きは
ひつよう ありませんが、せいかつ ほ ご じゅきゅう 必要(ひつよう)ありませんが、生活保護受給(じゅきゅう)されている方も、利用登録(りよう とうろく)後、
まえばら 必要(ひつよう)です。)前払い(まえばら)が必要です。

しゅうろうしえん 就労支援プログラムについて

しゅうろうしえん せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃとう しゅうしょく しごとば
就労支援プログラムは、生活保護受給者等(せいかつ ほ ご じゅきゅうしゃとう)の「就職(しゅうしょく)」から「仕事場
への定着(ていちゃく)」までのサポートを目的(もくてき)とした取組み(とりくみ)です。

しごと 「仕事をしたいのに仕事先(しごとさき)が見つからない」「就職活動(しゅうしょくかつどう)したいけ
ど、なにをどう始めたらいいかわからない」「長らく仕事をしてないか
ら不安(ふあん)」「小さい子ども(ちい こ)がいても働けるの?」そんな悩み(なや)にお応え(こた)し
ます。

しゅうろうしえんじぎょう 就労支援事業

おもな内容

- ・履歴書(りれきしょ) ・職務経歴書(しよくむけいれきしょ)の書き方(か) ・面接(めんせつ)の受け方(かた)
- ・求人(きゅうじん)の情報提供(じょうほうていきょう) ・就職後(しゅうしょくご)の定着サポート(ていちゃくサポート)

ひとりひとりに合わせて

みなさんの気持ち(きもち)や身体(からだ)の具合(ぐあい)のことなど、ゆっくりとお話(はなし)をし
ながら、どんな仕事(しごと)を始めたらいいのかを一緒に(いっしょ)考え(かんが)えます。ひとり
ひとりに合わせた「働き方(はたら かた)」をアドバイスするのが、就労支援員(しゅうろうしえんいん)の
やくわり 役割(やくわり)です。

それぞれのペースで

就労支援員との面談は、一度だけではありません。だいたい週に一度のペースで面談をしながら、みなさんのペースに合わせて仕事探しがサポートしていきます。そして、面談を通じて少しずつ、働く意欲を取り戻します。

就労自立給付金について

就労自立給付金について

安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった方が対象です。給付金の支給額は、保護脱却前の最大6か月分の就労収入認定額に対し、その各月に応じて一定率を乗じて算定した金額の合計額です。（支給上限額：単身世帯10万円、多人数世帯15万円）

収入申告書について

収入申告書について

保護を受けている間は、あなたの世帯全体（世帯員全員）の収入について、収入申告書を通じて定期的に申告する必要があります。就労中の方や求職活動中の方・高校生等は毎月、病気等で就労が困難な方は1年に1回、それぞれ申告が必要となります。収入申告書の記載方法は、次項以降をご覧ください。

対象者	提出時期
就労中の方	毎月（※1）
求職活動中の方・高校生等	毎月（※1）
病気等で就労が困難な方	1年に1回（※2）

（※1）収入申告書の様式は、毎月、月末に郵送の予定です。

（※2）収入申告書の様式は、毎年、12月頃に郵送の予定です。

1. 収入申告書（毎月提出者用）の書き方【表面】 （就労している方、求職活動中の方、高校生等が対象）

- 収入申告書に表示された月に実際に得た収入の種類、収入額をそのまま記載して下さい。（※「就労日数」は収入額の対象となる日数を記載して下さい。）
- 収入が無い場合でも、収入申告書の提出は必要です。
- 収入が無い場合は、無を○印で囲んで下さい。

収入があれば、必ず「有」を○で囲んでください

1. 働いて得た収入（有・無）

○ 今月働いたところ（会社名） → 下の表の会社名を記入してください

① ○○○マート

会社名を記入してください

日	働いた日 ○印	会社名 (印)	収入額	働いた日 ○印	会社名 (印)	収入額
1						
2						
3	○	①	7,500円			
4				15		
5	○	①	9,000円	16		
6				17		
7				18		
8				19		
9				30		
10				31		
11						
12						
合計欄にも記入してください。 総収入額を記入してください。 会社番号「①～③」と				合	就 労 日 数	19
				計	収 入 額	85500
					必 要 経 費	8,300
				賞 与 ・ 寸 志 等		100,000

日給(日払い)の場合は金額も記入してください

日数・金額を日給・週給・月給を問わず必ず記載してください

支給月のみ記載
(月額○か月)
年額・月額は見え消ししてください

2. 年金・恩給・手当等による収入（有・無）

(例：国民年金・厚生年金・恩給・遺族手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当・その他)

種 類	収 入 額	種 類	収 入 額
月額	123,40円		
年額	円		
月額	円		
年額	円		

養育費・仕送りなどの内容を記入してください

3. 仕送りによる収入（有・無）

種 類	内 容	仕送りした者の氏名
仕送りによる収入	前夫からの養育費 10,000円	枚方 太郎

4. その他の収入（有・無）

種 類	内 容	収 入 額
生命保険等の給付金		円
財 産 収 入 (土地・家屋の賃貸料)		円
そ の 他		円

収入が無くても記入してください

※ 裏面も合わせてご記入ください。

2. 収入申告書（毎月提出者用）の書き方【裏面】

（求職活動中の方・高校生が対象）

- 求職活動を行っている方は、毎月の求職活動状況を申告する必要があります。
- 収入申告書（毎月提出者用）の裏面が、求職活動状況を申告する欄となっていますので、活動状況を記載してください。
- 就労中・入院中・全日制の高校等に在学中のいずれかに該当する方は該当欄に○印をつけてください。
- 「会社名」や「仕事の内容」を具体的に記入して下さい。
- 具体的な活動内容として、例えば申込をして書類選考中であるとか、面接を受けた事がわかるように記載して下さい。

住所・氏名の記入
してください

求職活動状況申告書

（あて先） 枚方市福祉事務所長

住所

氏名

令和 7 年 1 月分の私の求職活動を次のとおり申告します。

- 〈注意〉 1. この面の「求職活動状況申告書」は、裏面の送付先欄に記載している方のみを対象として提出をお願いする書類です。
2. 仕事をしていない方は、ハローワーク等で求職活動をしていただき、その結果をこの書類で申告してください。
3. 就労中の方や入院中の方等は、右の該当欄に○印をつけてください。
4. 裏面は、就労中の方も、求職中の方も全員記入してください。

就労中・入院中・全日制高校
等 在 学 中

日	仕事を探した ところ・方法	紹介者または連絡 をした会社	仕事の内容	会社との接触方法	結 果
1					
2	ハローワーク求人検索	〇〇〇保障	警備員	書類選考	6/8不採用(経験者優先)
3	知人の紹介	△△製作所	工場内ライン作業	書類審査	6/17不採用(詳細不明)
4					
5					
6					

25	情報誌アイテム	□□□興業	土木作業員	面接	6/25不採用(運転免許の条件)
26	情報誌クワンページ	凸凸倉庫	倉庫内作業	TEL連絡	断られた(年齢による理由)
27					
28	ハローワーク求人検索				応募せず(条件に合う情報なし)
29					
30	ハローワーク窓口相談	◇◇商会	ビッキング作業	面接	結果待ち 7/3 連絡予定
31					
仕事を探した日数				12 日	毎月提出者

※ 裏面の収入申告書にもご記入願います。

3. 収入申告書（年1回提出者用）の書き方 （病気等で就労が困難の方が対象）

○ 収入申告書に表示された各月に入った収入の種類、収入額をそのまま記載してください。

※ 年金などは、振込み口座の通帳を見て書いていただくとわかりやすいです。

○ 収入が無い場合でも、収入申告書の提出は必要です。

○ 収入が無い場合は、無を○印で囲んでください。

＜注意＞1. この面の「収入申告書」は、右記の方のみを対象として提出をお願いする書類です。

2. 仕事をする能力のある方は、別の「（毎月提出者用）及び「求職活動状況」してください。

収入が無い場合も、「無」を○で囲んでください

1. 働いて得た収入（有・**無**）

氏名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	総収入						
	総収入						
氏名	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入						
	総収入						

年金・手当などが支給された月のみ記入してください

2. 年金・恩給・手当等による収入（有・**無**）

（例：国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金・その他）

氏名・種類	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚方 花子・老齢厚生年金			56300		56300		56616
	総収入						
氏名・種類	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入		56616		56616		56616
	総収入						

3. その他の収入（有・**無**）（1・2以外の収入（例：仕送り・生命保険の給付など））

氏名・種類	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚方 一男・仕送り		10000	10000	10000	10000	10000	10000
枚方 一男・現物支給							米、10kg・（4千円相当）
氏名・種類	区分	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	総収入	10000	10000	10000	10000	10000	10000
	総収入						

*就労中の方は、別様式の提出が必要になりますので、担当者までおしらせ

仕送りがある場合の書き方例

保護変更決定通知書の説明について

保護変更決定通知書の説明

◎保護変更決定通知書は、以下の主な事例のような保護費の生活基準・収入などに変更があった場合、被保護者の方に対して世帯単位で交付されます。

保護変更決定通知書が出力される主な事例と変更の理由（通知書の見方については右頁参照）

（主な事例）

- 生活保護扶助の年齢などの基準改定がある月（4月）
 - 冬季加算の計上開始月（11月）
 - 期末一時扶助の計上月（12月）
 - 入院・退院、入所などの生活基準の変更がある場合
 - 加算の金額に変更がある場合
 - 就労収入の認定を見込みで行う場合
 - 就労収入の認定を実額で行う場合
 - 年金の収入に変更がある場合
 - 児童手当・児童扶養手当等の収入に変更があった場合
 - 過払金・収入超過分を翌月に繰越する場合
 - 一時扶助の支給がある場合
- など

（通知書に表示される変更理由）

- 基準改定
- 冬季加算計上
- 期末一時扶助認定
- 入院による基準変更（居宅→入院）など
- △加算の認定、○△加算の変更など
- 稼働収入（見込）の認定
- 稼働収入（実額）の認定
- ×年金の認定、○×年金の変更など
- 手当の認定、○○手当の変更など
- 過払金の認定、繰越金の認定など
- 就労促進費計上、入学準備金計上など

◎ 保護変更決定通知書は、上記の変更のある月分ごとに一枚交付されます。

例）前月分の保護費の収入認定を見込額から実額に認定変更した結果、保護費の追給がある場合。

・前月分と当月分の変更決定通知書が各々交付されます。

◎ 保護の種類及び金額（通知書の見方は右頁を参照のこと）

右頁の（A）について

- 生活扶助： 世帯内の生活扶助Ⅰ類＋Ⅱ類＋各種加算＋入院患者日用品費＋介護施設基準などの計
- 住宅扶助： 家賃・間代・地代など
- 教育扶助： 小中学校の給食費、小中学校の学級費などの計
- 一時扶助： 一時的に支給される扶助費、高校就学などの生業扶助、就労活動促進費などの計

右頁の（B）について

- 就労収入： 働いて得た収入
- 就労控除： 上記就労収入から控除した金額（基礎控除・社会保険料・交通費・所得税など）
- 年金・手当： 年金・児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当（給付金）など
- 過払金： 前月以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分の保護費で収入充当する場合。
- 他収入： 前月以前の収入超過分で医療費・介護費の自己負担をしなかったものを、当月分の保護費で収入充当する場合の繰越金や、仕送り・保険金・敷金戻りなど上記以外の収入。

通知書の様式説明

※保護開始決定通知書、または保護廃止決定通知書は様式が異なります。

保護変更決定通知書

生活保護法による保護について、次のとおり変更しましたので通知します。

1. 保護変更年月日

平成27年10月1日

2. 保護変更の理由

稼働収入（実額）の認定

詳細は左頁を参照

変更・決定の理由

保護変更決定年月日
（通常は毎月1日）

※ただし、退院時の生活
基準など、月の途中での
基準変更はその基準日。

3. この決定による保護費

$$\text{保護費} = \left(\begin{array}{c} \text{① 基準生活費} \\ 96,560 \end{array} - \begin{array}{c} \text{② 収入充当額} \\ 18,600 \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{③ 既支給額} \end{array}$$

支給額 (A)	返納額	本人負担額	過払繰越金
96,560	⑥	⑦	⑧

本人負担額は、あなたが直接医療機関または介護事業者に納めてください。

あなたに実際に支払う扶助額 (A) - (B)
平成27年10月5日 13:30より支給
事務所払 ⑤96,560 円

実際に支払われる保護費

複数の決定があった場合に

あなたにかわって支払う扶助額の内訳 (B)

④

円
円
円
円
円
円

4. 保護の種類及び程度

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	一時扶助	計	収入認定額
金 額	80,160	35,000	(A) : ① の 内 訳		115,160	18,600
	(82,740)	(35,000)	()	()	(117,740)	(18,600)

翌月の扶助費は () 内の金額になる予定です。

・収入認定額の内訳 (月額)

$$\text{収入認定} = \left(\begin{array}{c} \text{就労収入} \\ 30,000 \end{array} - \begin{array}{c} \text{就労控除} \\ 16,400 \end{array} \right) + \begin{array}{c} \text{年金・手当} \\ 5,000 \end{array} + \begin{array}{c} \text{他収入} \end{array} + \begin{array}{c} \text{過払金} \end{array}$$

(B) : ② の 内 訳

上記の補足説明（“4. 保護の種類及び金額” の詳細については左頁を参照）

① 基準生活費（世帯員全員の保護費算定の基準額であり、実際に支給される金額ではありません）

上記①の内訳太枠内の“計”の金額

② 収入充当額（世帯員全員の収入認定・控除などを行った金額の計）

上記②の内訳下線部の“収入認定”の金額

③ 同月分で既に支払済の保護費

④ 介護保険料などあなたに代わって当所が直接納付する金額

⑤ あなたに実際に支払う扶助額

実際に支払われる金額（①－②－③－④）

⑥ 返納額

当月分以前の保護費に過払が生じたため、これを当月分で戻入して精算する場合の金額

⑦ 本人負担額

収入認定額が最低生活費を上回る場合、医療費または介護費を自己負担する金額

⑧ 過払繰越金

当月分以前の保護費に過払が生じた場合、当月分で引き切れず翌月以降へ繰越を行う金額

あなたの自立をはかるための窓口一覧

○仕事を見つめたいとき

・ハローワーク枚方

ひらかたこうきょうしよくぎょうあんていじょ
(枚方公共職業安定所)

ひらかたしおかほんまち
枚方市岡本町7-1

ビオルネ・イオン枚方店6階

でんわ
電話 072-841-3363

○働くため等で子どもを預めたいとき

・枚方市役所 保育幼稚園入園課

でんわ
電話 072-841-1472

○出産・子育ての悩み・乳幼児健康相談・子どもの予防

接種等、子ども関係全般のことについての相談窓口

・枚方市役所 まるっとこどもセンター

ひらかたしおかひがしちよう
枚方市岡東町19-1 OFFICE A 6階

でんわ
電話 072-840-7221

○健康上の問題で困っているとき（子ども関係以外）

・枚方市保健所 保健予防課

ひらかたしきんやほんまち
枚方市禁野本町2-13-13

でんわ
電話 072-807-7625

◎こころの健康相談・予防接種等・難病に関する相談・HIV検査・結核等
についての相談など。

・枚方市役所 健康福祉部 健康づくり課

でんわ
電話 072-841-1458

◎一般健康相談、高齢者の方への一般施策の相談に関する事など。

・ひらかた^{けんこう}健康ほっとライン24

でんわ
電話 0120-513-080

◎健康・医療・介護・出産・育児・メンタルヘルスについて24時間、
年中無休で医師や看護師等に相談できます。

○^{しんたい}身体・^{ちてき}知的・^{せいしんしょうがい}精神障害の相談など

・^{ひらかたしふくしじむしょ}枚方市福祉事務所 ^{しょうがいしえんか}障害支援課 ^{でんわ}電話 072-841-1457

○^{そうだん}介護保険に関する相談など

・^{ひらかたしやくしょ}枚方市役所 ^{けんこうふくしふ}健康福祉部 ^{かいごにんていきゅうふか}介護認定給付課

でんわ
電話 072-841-1460

◎^{かいごほけん}介護保険の^{ようかいごにんてい}要介護認定の^{そうだん}相談

○^{ふえいじゅうたく}府営住宅に関する^{かん}問い合わせ

・^{おおさかふえいじゅうたく}大阪府営住宅 ^{もりぐちかんり}守口管理センター ^{でんわ}電話 06-6780-9109

これらのほかにも、いろいろな^{そうだん}相談の^{まどぐち}窓口がありますので、^{たんとう}担当
ケースワーカーにたずねてください。

このしおりは生活^{せいかつほご}保護の^{とりあつか}取扱いについて、そのすべてを
^も漏れなく^{せつめい}説明したものではありません。
^{ぐたいてき}具体的な^{もんだい}問題については^{そうだん}担当ケースワーカーに相談して
ください。